

2020年4月13日

東北経済産業局

株式会社大沼友の会会員への還付手続を開始します

東北経済産業局は、株式会社大沼友の会会員の債権について、2020年4月13日(月曜日)から同年6月30日(火曜日)まで、割賦販売法に基づく還付の申出を受け付けます。還付を希望する同友の会会員の方は、受付期間内に債権の申出書を、(1)東北経済産業局に郵送、(2)東北経済産業局に直接持参、のいずれかの方法により提出してください。

1. 債権の申出書の受付期間

2020年4月13日(月曜日)から同年6月30日(火曜日)(郵送の場合は当日消印有効)受付期間経過後は、提出いただいても一切受け付けられません。

2. 債権の申出に必要な書面

(1) 申出書

(2) 還付を受ける権利を有することを証する書面

① お買物券をお持ちの場合

お買物券(実物)、友の会会員証(原本、保有している場合)

② 積立金がある場合

・友の会発行の領収書(全ての積立回数分)

・口座引き落としの場合は、通帳の写し(口座名義人の記載がある箇所、友の会による引き落としの記載がある箇所(全ての積立回数分))

・友の会会員証(原本)

(3) 本人確認のための公的証明書の写し

運転免許証、被保険者証 等

3. 債権の申出書の入手方法

友の会会員の方には、東北経済産業局から郵送しております。

また、東北経済産業局のホームページからもダウンロードできますので、届かない場合はこちらからダウンロードしてください。

東北経済産業局ホームページ:

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_syohisha/topics/200413.html

4. 債権の申出に必要な書面の提出方法

(1) 郵送

受付期間内(当日消印有効)に、以下宛に郵送してください。

郵送先 〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目 3-1 仙台合同庁舎 B 棟 3 階

東北経済産業局産業部消費経済課 宛

なお、確実な到着のために、簡易書留郵便等の利用をお勧めします。(ただし、費用は申出人が御負担ください。)

(2)東北経済産業局に直接持参

受付場所 上記(1)郵送先のとおり

受付時間 9時30分から18時00分(土・日曜日、祝日を除く)

(注)米沢及び山形市内で予定していた現地受付は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止としました。

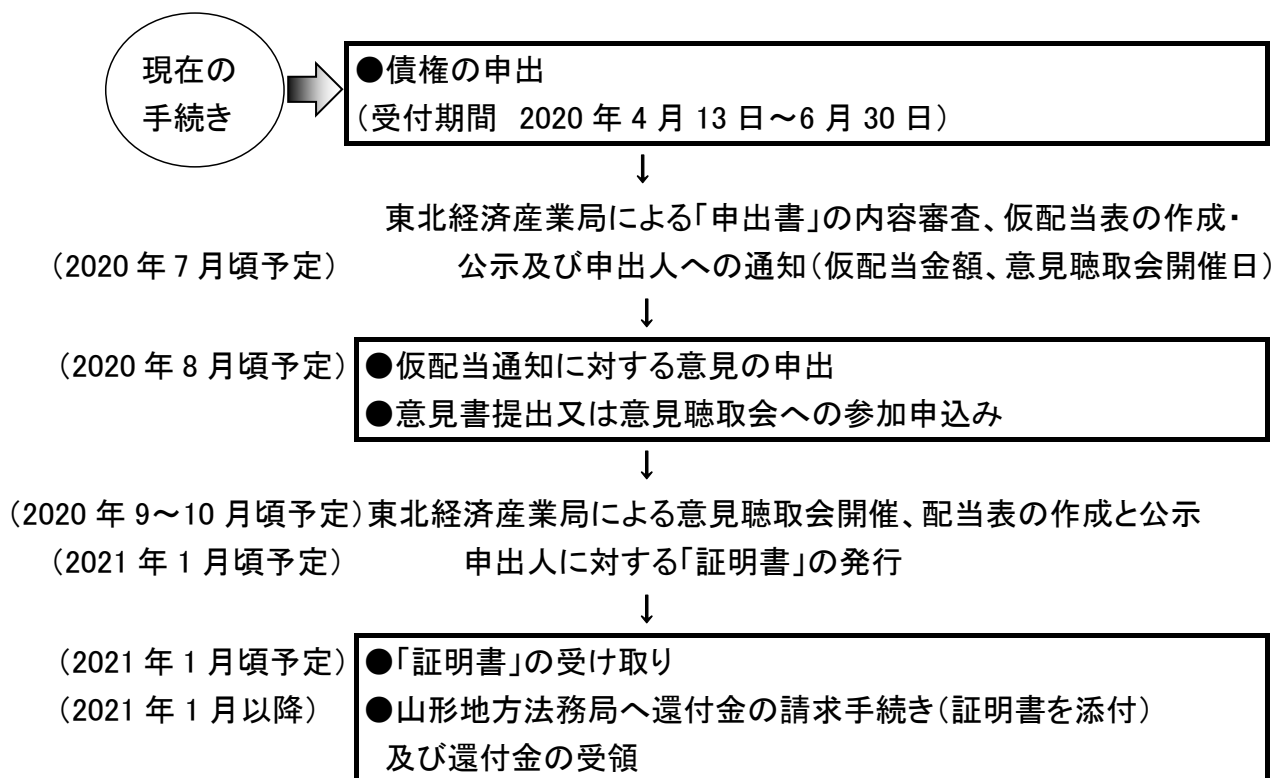
5. お問合せ先(還付手続き専用)

東北経済産業局産業部消費経済課

電話:022-208-6775 FAX:022-208-6239

参考 債権申出から還付までのスケジュール(予定)

太枠内が申出人(友の会会員)の手続きです。



(本発表資料お問合せ先)

東北経済産業局 消費経済課長 渡辺 正明

担当者:奈良崎(ならざき)、武田

電話:022-221-4917(直通)

FAX:022-224-1466